

庶民いじめ 所得税&消費税の増税に反対しよう

民明が
自公政権

サラリーマン増税計画

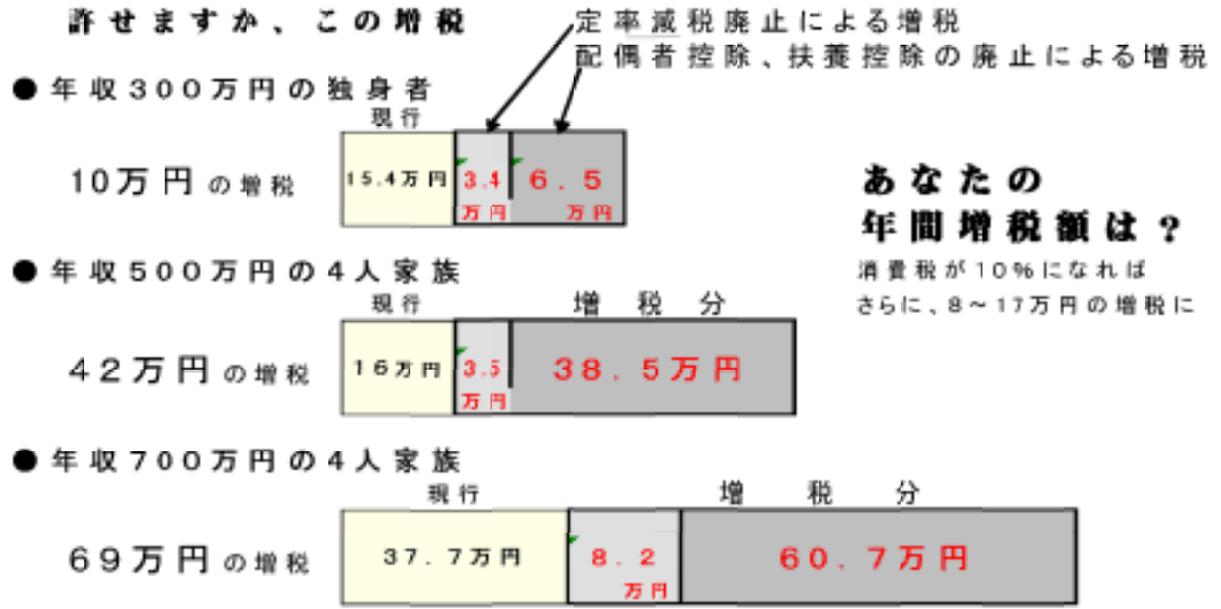
自民・公明の連立政権と政府税制調査会（首相の諮問機関）が、「サラリーマン増税計画」をうちだしました。所得税の給与所得控除を半分に減らす、定率減税を廃止する、そのうえに年金の負担を増やし消費税を増税するという最悪の計画です。

サラリーマンいじめの内容

- 給与所得控除を減らす。
- 配偶者控除を減らす。
- 特定扶養控除を廃止する。
- 退職金の課税を増やす。

政府案では、年収五百万円・四家族の人は、現行の税金十六万円から五十八万円に増やす大増税となります。給与所得控除や扶養控除を削減するのは、サラリーマンの生計費に課税することであり認められません。

そのうえ、日本経団連・財界と政府は二〇〇七年から一〇%以上に引き上げる計画です。しかも、民主党や電機連合まで消費税増税を容認する態度をとっているのは許せません。いまこそ、職場の中から「サラリーマン増税反対」の声と運動を広げましょう。



安心できる雇用延長制度を

東芝の職場からも要望が

来年四月から導入される「改正高年齢者雇用安定法」により、東芝では「雇用延長制度」の見直しが必要となつていきます。東芝の職場では、次のような要望や疑問点が出されています。

関連会社にも雇用延長制度を

「東芝から東芝電波コンポネンツに転職したら、雇用延長制度がないと言われた。労働条件に格差をつけないでほしい」

会社の一方的なやり方はおかしい

「面接の時に雇用延長を希望したら、あなたは、会社としては必要としないので雇用延長できないと言われた。こんなことで許されない」

改正高年齢者雇用安定法

Q&A (神奈川県労働局パンフレットより)

二〇〇六年四月から法律が変わります。

Q1「会社が必要と認める者」とかは許されるのか？
「上司の推薦がある者」という基準は許されるのか？

A1「事業主が恣意的に継続雇用を拒否したり、男性に限るとか、組合活動に従事していない者などの選別は、法律違反です」

Q2 非組合員や管理職の人にも適用されるのか？

A2「非組合員や管理職も含め、すべての労働者が適用になります」

Q3 嘱託やパートなど一年ごとの契約更新でも許されるのか？

A3「年令のみを理由として、六十五歳前に雇用継続を拒否することは、制度として許されません」

労働運動を強める東芝の会

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル Tel&Fax 044-533-1408

賃金・雇用不安・残業代不払いの相談は
一人でも加入できる電機ユニオンへ
Tel 03-3455-6006